

事務所通信

2011年2月号 No.68



(黒姫山)

CONTENTS

- | | | | |
|----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 不況対策利率低減措置 | P4 |
| … 男は度胸・女は愛嬌 | P1 | ● 社会保険Q&A | P5 |
| ● エコカー補助金と一時所得 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 倒産防止共済補助金 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

男は度胸・女は愛嬌

最近のテレビには「ラブ注入」とか、売れっ子モデルが実は男だったとか、男が女っぽくなるのがよく出てきますが、その逆はあまりないのが不思議です。

マスコミでは普通の人を目立たないので、ちょっと変わっているのが売れるみたいです。**男は度胸・女は愛嬌・オカマは最強**といったところですよ。倫理法人会で習った生き方は次の通りです。

1. 男は機関車のように生きよ

男の人生行路は、家庭のごたごたを機関車で引っぱってゆくようなもので軽かったら機関車の値打ちが発揮できません。

※男が女のように、女が男のようになった。親は親らしさを失った。大人は子供になり、子供は大人に権利を主張する。悪平等の社会は滅びる。男がしっかりしなくてはならない。

※成就するまでやり遂げる。機関車のように、グイグイ客車を引っ張っていく。それを男らしい姿と言えないだろうか。

※もうもうと煙を吐き、轟音をあげて走る機関車は、後戻りができない。前に進むことしか知らないそんな男が今求められている。

※男は陽の発動である。男性の生殖機能は、発する側にある。

※男性は躊躇しない、くよくよしない、怠けない、思い切ってやる。ですから朝寝をしてはいけない。

2. 女はゴムマリのように生きよ

女は、美しく、やわらかく、優しくゴムマリのようにやわらかく。しかし、ゴムマリだから押されるとへこむが、またもとに戻る粘り強い、強いものであります。

※男らしさが「**陽の発動**」であれば、女らしさは「**陰の受容**」である。女性が生み出す素直な曇りのない優しさに支えられて、男らしさも発揮される。

※夫と、ひとつの心になる時、妻の迫力があらわれるのである。それはさらに夫の迫力を生み、事業を好転させる原動力となる。

※女性は陰の受容である。女性の生殖機能は受け入れの側にある。新たな生命を生み出すための10ヶ月間は、体の変化に伴って受け入れの事の連続である。

※女は美しく。美しいとは「すみわたっている」ということ。ごちゃごちゃ思わない。ごてごてつくろわない。

以上は理想なんだか古臭いんだかわかりませんが、

男は度胸・女は愛嬌・子供は勉強・世の中不況
であります。



エコカー補助金と一時所得

平成22年中に景気対策として行われたエコカー補助金。受給された方も多いのではないのでしょうか。今回は、サラリーマンや個人事業者が受給したエコカー補助金について、課税関係と注意点をご紹介します。

◆エコカー補助金の取扱い（所得税）◆

エコカー補助金は所得税法上、原則的には、一般用車は「一時所得」、事業用車は「事業所得」に該当します。しかしながら、エコカー補助金のような国庫補助金については、サラリーマンや個人事業者が交付を受けた場合には、「国庫補助金等の総収入金額不算入」の規定が設けられており、「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付して確定申告をすることを条件として、総収入金額、所得金額に算入しないことができます。



◆どうしても確定申告をしなくてはならないのか◆

サラリーマンなど、給与所得以外の所得がなく、確定申告をしなくてもよい人がエコカー補助金を受け取った場合の確定申告についてですが、一時所得の金額の計算において、収入金額から特別控除額の50万円を控除できますので、補助金の額が50万円以下であれば、一時所得は生じず、上記の規定の適用を受けない場合でも、確定申告は不要となります。

◆確定申告が必要となる場合◆

生命保険金の満期保険金や損害保険金の満期返戻金なども一時所得となりますので、エコカー補助金の他に、満期保険金等を受け取っている場合には、確定申告が必要となる場合がありますので、ご注意下さい。

平成22年中にエコカー補助金と他の一時所得がある等、ご不明な点がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせ下さい。

倒産防止共済補助金

糸魚川市の

中小企業倒産防止共済 補助金の受付が終了します !

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）の掛金に対する補助金制度は、平成 22 年度（平成 23 年 3 月 31 日）をもって終了する予定です。本年 3 月末までは補助申請が行えますので、加入を希望する方はお早めに手続きをお願いします。

- ・ 対象 市内に住所または所在地を有する中小企業者
- ・ 補助金額 掛金月額 $\frac{1}{2}$ （上限 15,000 円）
1～12 月の 1 年間分を、毎年翌年 4 月に交付されます
- ・ 補助期間 初回掛月から 36 か月
- ・ 補助条件 共済契約後 8 年間は、契約の解約を行わないこと（減額可能です）
市税の未納がないもの
過去に同じ補助金を受けたことがないもの（1 企業者につき 1 回限）
- ・ 申請方法 共済契約申込書の写しを添付して、加入報告書を提出します

H21 年度（H21. 4/1～H22. 3/31）に補助金の交付決定を受けた方と、
H22 年度（H22. 4/1～H23. 3/31）に市へ加入報告書を提出した方は、
H23 年度以降も現行の補助金制度が適用になります。

共済制度加入を検討中の方は、補助金申込期限に遅れないようご注意ください。
～共済加入から補助金申請まで、当事務所にお気軽にご相談ください～

◆ 過去に中小企業倒産防止共済の交付を受けられた事業主の方へ

中小企業倒産防止共済の補助対象者は、補助期間が終了した後も、共済契約後 8 年間は共済の解除ができないこととなっています。

共済掛金の積立金額が満額（※現行は 320 万円）になった等の理由で解約されますと、補助金の返還をしなければなりませんので、解約を検討される場合はご注意ください。

補助金や、共済契約 8 年を過ぎて解約した場合等の受取額は雑収入計上となります。

※共済掛金上限等の一部改正は H23 年 10 月頃までに実施される見込みです。

< 広 川 >

不況対策利率低減措置

リーマンショック後の不況対策として行なわれてきた利率低減措置等が**平成23年3月31日**までとなっております。

日本政策金融公庫（平成23年3月31日までのもの）

① 運転資金の利率を最大 **0.5%**（年利）引き下げます。

※ 雇用維持又は拡大を図る方は▲0.2%

※ 最近における売上高などが、前期に比し3%以上減少している方は▲0.3%

※ いずれの要件も満たす方は▲0.5%

② 設備投資の当初2年間の利率を **0.5%**（年利）引き下げます。

※ 事業用の設備資金に限ります。

※ 機械の取替や更新のための設備でも取扱可能です。

詳しい内容や融資をお考えの方は金庫職員へお問い合わせ下さい。

< 堀 田 >

Q1 医師の診断により治療上の必要からコルセットを使用するよう指示を受け購入しました。健康保険で適用できる給付はあるのでしょうか？

A1 健康保険では、保険が適用されない保険外診療があると保険が適用される診療も含めて、医療費の全額が自己負担となります。保険者が保険診療の料金を標準として計算した額（実際に支払った額の方が少ないときはその実費額）から、医療費の一部負担金・自己負担額・食事療養・生活療養標準負担額を差し引いた額が、療養費の額となり払い戻されます。主な例は下記の通り

1. 保険証がなく実費で負担した場合
2. 海外で医者にかかった場合
3. 治療上の必要から治療用装具を使った場合
4. 医師の同意のもと、はり・きゅう・あんま・マッサージを受けた場合など

また、被扶養者の保険外併用療養費にかかる給付は、家族療養費として給付が行われます。

Q2 病気により会社を退職したのですが退職後にうけられる給付金はどのようなものがありますか？

A2 退職などで被保険者の資格を損失した後も、次の要件を満たせば傷病手当金などの現金給付をうけられます。

< 傷病手当金・出産手当金 >

引き続き1年以上被保険者だった人が資格を喪失し、現に手当金をうけているかうける要件を満たしている場合、期間満了まで現金給付を受けられます。

※ 傷病手当金…支給開始から1年6ヶ月まで 出産手当金…出産日後56日まで

< 出産育児一時金 >

引き続き1年以上被保険者だった人が資格を喪失し、資格喪失後6カ月以内に出産したとき（被扶養者の一時金は該当なし）

< 埋葬料 >

資格喪失後3カ月以内に死亡したとき（上記給付金を適用中又はうけなくなってから3カ月以内に死亡したときも可）

< 倉 又 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
2月のテルモ経営研究会はお休みします。				

お客様をご紹介下さい!!

ご友人やお知り合いの方で、**税務・会計**でお困りの方、**企業経営**について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介下さい。

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ あくび

あくびの止め方。
人と会話をしている時にあくびをするのは相手に対して失礼。
もしあくびが出そうになった時は、舌の先で上唇をちょっと舐めると、あくびをとめることができる。

某雑学HPより (担当: 小森)





休日カレンダー



2月(如月) February

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11 建国記念日	12 池原・広川
13	14	15	16	17	18	19
20 倉又・原	21	22	23	24	25	26
27 堀田・田中	28					

- ・ 確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。
- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



2月の税務

- 2月 1日 贈与税の申告受付開始(3月15日まで)
- 2月10日 平成23年1月分源泉所得税・住民税の納付
- 2月16日 確定申告受付開始(3月15日まで)
- 2月28日 平成22年12月決算法人の法人税等・消費税確定申告 納付
平成23年6月決算法人の法人税等・消費税中間申告 納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとがき

経営計画発表会も終わり、いよいよ本格的な繁忙期突入といった感じの我が事務所です。

糸魚川もインフルエンザの流行がはじまりました。

この時期、インフルエンザに罹ってしまうと仕事に影響がでるだけに、予防はもちろんですが、『どうか、罹りませんように!!』と神頼み状態です。

健康管理に気をつけて、この冬を乗り切りたいと思います。

< 小 杉 >